

(別記4)

## 初期投資支援事業

### 第1 事業の内容

初期投資を抑えながら早期の経営安定化と生産性の向上を図るため、新規就農者が既存施設・設備を活用する際に必要な修繕等に係る経費や農地所有・使用に伴う費用の一部を支援する。

### 第2 補助対象事業

新規就農者が実施する以下の事業を対象とする。

(1) 既存施設活用支援

ア 自ら耕作・飼養に使用するために行う既存の施設・設備の修繕費のうち、要綱別表1に掲げるもの。

イ 補助対象とする既存の施設・設備は、修繕により安全性及び使用管理を行う上で不都合のないものとする。

(2) 農地経営安定支援 補助事業者が自ら使用及び収益を目的とする権利を有している農地等に関して、要綱別表1に掲げるもの。

### 第3 補助事業者

補助事業者は以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 交付申請時において経営開始後3年以内の基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者(以下「認定新規就農者」という。)又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)

(2) 令和5年4月1日以降に農業経営を開始した者であること。

(3) 地域の担い手として将来にわたり農業経営を続ける意思のある者であること。

(4) 第2の(1)に定める既存施設活用支援を利用する場合にあっては、補助事業者は修繕等を行う施設・設備について、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険、又は施工業者による保証等に参加すること。

#### 第4 補助金の交付申請等

- 1 補助事業者は、要綱第4条の規定に従い補助金の交付申請を行うものとする。
- 2 補助事業者は、交付決定を受けた事業計画のうち、要綱第6条に加え、次に掲げる重要な変更については前項に準じて変更事業計画書を作成し、補助金変更交付申請書に添付し、市長へ提出するものとする。
  - (1) 修繕等を行う施設・設備又は対象農地の変更及び追加
  - (2) 施工箇所、設置場所の変更
- 3 別表1の事業の着工は原則として補助金の交付決定後とする。ただし事業の性格、内容等により交付決定前の着工を必要とする場合は、補助金交付申請時に交付決定前着工届(別添4-2)を添えて申請した上で着工するものとする。この場合において、補助金の交付が決定されないときは、自力事業とする。
- 4 事業は補助金の交付決定を受けた事業計画に基づき、目標の達成に向けて実施するものとする。

#### 第5 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、要綱第7条の規定に従い実績報告を行うものとする。

#### 第6 事業実施後の措置

- 1 補助事業者は、本補助金を活用した施設・設備または農地について、適性に管理運営するため、以下に掲げる処理の経過を明らかにしておくものとする。
  - (1) 補助事業者は、管理運営状況を明確にするため、財産管理台帳を据え置くこと。
  - (2) 補助事業者は、管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、適宜管理運営日誌又は利用簿等の作成、整備及び保存をすること。
- 2 本補助金を活用した施設・設備および農地は実施年度、事業名を明示し常に良好な状態で補助事業者が管理し、その目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。
- 3 補助事業者は、事業評価時まで施設・設備が滅失又は毀損したときは、直ちに次の事項を市長に届け出るものとする。

- ア 事業実施年度
- イ 施設・設備の所在及び種類
- ウ 被害の程度
- エ 滅失又は毀損の原因
- オ 損害見積価格及び復旧可能なものについては復旧見込額
- カ 当該事業施設・施設の保全又は復旧のためにとった応急措置

## 第7 報告

補助事業者は、事業実施計画に基づき事業実施3年後の目標年度に実施状況報告書（別記様式第7号）を作成し、報告年次の翌年度の5月末日までに提出するものとする。

また、目標年度において成果目標が未達成であった場合は、改善計画書を提出し、翌年度に再度、実施状況報告書を提出するものとする。

## 第8 返還要件

補助事業者が、実施状況報告時において本補助金を活用した施設・設備または農地について正当な理由なく適性に管理運営していない場合は、全額を返還するものとする。

別添 4-1 事業計画書（実績書）

第1 事業計画

1 事業概要

必要性等	【事業の目的・必要性】							
	※青年等就農計画、経営改善計画と照らし、利用目的や導入の必要性について記載すること。							
	事業の概要	事業内容		構造・能力・規模	数量・単価	事業費	補助率	市補助金
						円		円
施工箇所・実施場所		計						
負担区分	事業費	市補助金	申請者	その他	融資計画	資金を借り入れた場合、その名称	借入額	
	円	円	円	円			円	

2 実施計画

項目 品目名	事業実施年度（ 年）				3年後の計画（ 年）			
	作付面積 (a)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)	作付面積 (a)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)
合計								

※「作付面積」欄を申請者の経営内容（畜産の場合は頭羽数など）に変更して記載すること。

第2 事業実績（実績報告時）

項目 品目名	実施実績（事業実施3年後）				計画との差			
	作付面積 (a)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)	作付面積 (a)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)
合計								

※計画との差について、実績が3年後の計画よりも減少している場合は▲を記載すること。

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所  
(法人にあつては所在地)

氏名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

### 補助金交付決定前着工届

年度にいがた agribase 事業として、下記の事業を補助金の交付決定前に着手したいので、補助金の交付が決定されない場合は自力事業とすることを了承の上、関係書類を添えて届出します。

なお、交付要綱で「予算の範囲内で補助金を交付する」と定められていることから、補助金の交付申請額どおりに交付決定がなされない場合があることを了承していることを申し添えます。

### 記

- 1 交付決定前に着手しようとする補助事業の名称  
年度 にいがた agribase 事業 初期投資支援  
(要綱別表 1 に記載する「目的名」を記載すること。)
- 2 交付決定前に着工する理由
- 3 添付書類  
(上記 2 の説明に必要な書類を添付すること)